

NO1893号

2019年2月28日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349



# 秋厚労ニュース

# 労働法知り職場変える



## 春闘決起集会



2月23日（土）、秋田市のルポールみずほで春闘決起集会が開催され、41人が参加。東京法律事務所の笹山尚人弁護士が「労働組合活動の意義をつかみなおして春闘の成功を～楽しく、かつ、戦闘的に～」と題して講演しました。

### 労働組合は法律で守られている

労働組合が団体交渉を申し込めば、使用者は拒めま

せん。さらに法律は、労働組合が使用者と対等に交渉するために、いくつかの手段を保障しています。

法律は、労働者の命と健康を守るため、労働時間、賃金、有給休暇など、使用者に規制をかけます。しか

し、その規制は、放つておいても実現しません。特に、ボーナス・退職金・休暇・福利厚生に関しては法律に細かい規定がなく、使用者と話し合って決める必要があります。

笹山弁護士は、労働組合が必要性について「例えば、パワーハラ裁判で被害者が勝つても、加害者が反省することは限らない。被害者は復職後、さらなるイジメを受ける可能性も。職場に応援してくれる仲間がいなければ、職場全体を変えることは難しい。だから、労働者が団結して運動するため、労働組合が必要」と話しました。

## 職場を変えるには労働組合が必要

実現可能な目標づくり  
笹山弁護士は、「組合活動をいきいきと行うため

秋厚労は春闘にあわせて、「みんなで行う取り組み」を提案しています。

### 秋厚労 時間外100%請求期間など実施

春闘ワッペン・ストライキ権確立批准投票・早朝集会は、団体交渉に参加できなかつた人も「要求実現を

時間外労働は現場の人手不足を表す指標の一つ。「100%請求期間」では皆手当を請求し、経営者に人手不足の実態を伝えます。

### 春闘 みんなで行う取り組み

団体交渉に参加できない人も、要求の実現を求めていることを表す運動

#### ★ 春闘ワッペン～交渉妥結まで

#### ★ ストライキ権確立批准投票

2/25(月)～3/4(月)

#### ★ 時間外手当100%請求期間

3/4(月)～15(金)

#### ★ 早朝集会 3/15(金)

には、周りの仲間の情報を集め、実現可能な目標をたてることが大事」と話します。いつまでに何をするか、計画・実行し、うまくいく

たらみんなに知らせて共有。法律の知識を身につけ、「働き方改革で労働法制がどう変わったのか」など、知ること・知らせることが大事、と呼びかけました。

強く求めている」ことを経営者に示す取り組み。

時間外労働は現場の人手不足を表す指標の一つ。「100%請求期間」では皆手当を請求し、経営者に人手不足の実態を伝えます。